(女田)																						
LJ	V. II. III.→ ►	443		y	己童	手当	¥	額額) () ()	認定	注請 定	求書 届			出:	年	月	日		是付確	認年)	月日
妹背	背牛町長													令和		•	•		令和	'	•	•
受		がな) 名等)								人の	所 主たる 行在地		₹	-		電話		()		
給	性別 男・女 生年月日 [・] 平成					•	•				#n ₹ 1 ₹ 1 × 7			ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合 ウ. その他 は括弧内に○を記入してください。 ()								
者	ア・被用者 イ・公務員 ウ・被用者等でない者									の種別			() 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済									
		増 額	又占	よ減	額	の	別							増	額	•	•	減	額			
			t	曽額	又	は	減	額	の	原	因	٤	な	る	児	童						
氏名			続柄	生 年	三月	日	同居 別居(海外領でいる出		合の		住	所		監護有			上計 関係	で、	童との 該当す に○印	る
				平成 令和	•	•	同•	別	令和	年	月					有・	無		同一 維持	・父	成年後 母指定 舌父母	者
				平成 令和	•	•	同•	別	令和	年	月					有・	無		同一 維持	・父	成年後 母指定 居父母	者
				平成 令和	•	•	同・	別	令和	年	月					有・	無		同一 維持	・父	成年後 母指定 居父母	者
	(18歳)	増 額 に達する日 ₁	【 又 【 以後の最		額 131日	の を経〕	原 _{闘した} 2		と な をに達っ					- 兄 月31日	1.5	等 の間	にあ	· る者)				
氏名			続柄	続柄 生年月日			同居	海外領でいる	留学を	をし 合の	住		三所		監護相当 の有無		生	生計費 負担 の有無				
				平 成	•	•	同•	別	令和	年	月					有・	無	有	•無			
	増	朝し	た	理由			ア. 占 イ. そ		h ()						
ア・死亡した イ・監護しなくなった ウ・生計を同じくしなくなった ウ・生計を同じくしなくなった カ・日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ・未成年後見人でなくなった ・・・児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) コ・児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉が設等に入所若しくは入院するに至った ・・・児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																						
Į	事 由	の多	Ě 生	し	た	年	月	日				令	和			•			•			
備考								※認定・			※認定・改定 却下年月日			※認定・改定 年月			※手当月額					
							改 定・ 却 下			令和	令和 · ·						3歳未満分 P 3歳以上分 P 計 P					

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。◎ ※印の欄は、記入しないでください。◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

注意 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は経済的負担(監護に相当する日常生活上の世語及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。)のある児童の兄姉等「618歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。、児童手当の額が増額又は減額する場合は、「不要の裏が減額する場合は、「一個人で表さい。」「一個人で表別してください。「一個人で表別してください。」「一個人で表別してください。」「一個人で表別してください。」「一個人で表別してください。」「「一個人で表別してください。」「「一個人で表別してください。」「「「一個人で表別してください」」「「一個人で表別してください。」「「「一個人で表別してください。」「「一個人で表別してください。」「「一個人で表別の所在地を記入してください。」「「一個人でより記入してください。」「「加入している公的年金等の種別」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。「「加入している公的年金等の種別」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。「「加入している公の年金等の種別」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。「「加入している公の年金をの相似、多能と対して、「で」」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者とは高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。「「生計関係」の欄は、次によって記入してください。「「一個」」又は「高任」と記入してください。「「種特」」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。「「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。「増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話 2 3 その児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。 「増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話 及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。 「増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、当該児童の兄姉等が受給者さない場合には、り子の日常で又は一部を含んており、かつ、このを父くと通常の生活水準を維持するとも一部を犯い場合には、り子の日常で又は一部を含んており、かつ、この学費や家貨・食費相当の自生の少なくとも一部を親している場合に、の開西であって発が学費や生活費の一部を仕ばりている場合・等が改します。 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んで表している場合は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んで表した場合は、「場額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んで場合は、「場面とた理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでは近れた場合は、「場面とた理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んで場合は、「場前を受け、里観等への表がなりません。」「歳額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」を○兄畑商組を設等への元所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、生観等へののの場がおりません。「場面とた理由」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月目を保護に表別は出てください。「シ」を○兄畑商期「事由の発生した年月日」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月日を担けてください。「なら、アースを担いていては、児童自立生活援助を受け、理観等への表明は他の方とでは、現事を提出してください。「東音を記してください。なお、当該書類による場等には、世帯主との影響が出れまります。」でよって提出してくたさい。なお、当該書類には世帯主のの場合には世帯主である場合には世帯主である場合には世帯主である場合にはとの児童との場での足姉等にの住民票の写しない見面等が世帯主でない場合ない世帯との見違とは、生帯主の見い場があるときる書類 ① 見いのとはでは、「11」を○兄兄姉等には世帯を有したいることができる書類 ② 児童から給着自身の子でのより場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 ② 児童が最近にいている場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 ② 児童が必給者自身の子でのとりまと別信といて、「11」を○兄兄姉等がおおまの生のとは、「11」を○兄兄姉等がは、11」を○兄兄姉等がは「11」を○兄兄姉等がは「11」を○兄兄姉等がは「11」を○兄兄姉等がは「11」を○兄兄姉等がないまりますないまのよりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりませんによっていまりますないまりますないまりますないまりませんのよりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりませんのではいまりますないまりますないまりますないまりませんのではいまりますないまりませんのではいまりますないまりますないまりますないまりませんのではいまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりますないまりませんのではいまりませんのではいまりますないまりませんのではいまりますないまりますないまりますないまりませんのではいまりませんのではいまりますないまりませんのではいまりませんのではいまりますないまりませんのではいまりませんのではいま 9 10 11 12

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。